

平成18年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立貫井福祉園
および練馬区立貫井福祉工房）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号STSビル内

(3) 代表者

理事長 山内 美代

3 指定の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成18年6月6日	第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の検討)
7月27日	健康福祉委員会報告
8月1日	募集要項配布開始
8月30日	募集説明会（参加団体数1）
9月11日～15日	応募書類受付（応募団体数1）
9月21日	経営診断委託
10月6日	第2回指定管理者選定委員会

(プレゼンテーション、ヒアリングおよび区内運営施設現地調査の実施)

10月10日	第3回指定管理者選定委員会 (区外運営施設現地調査の実施)
10月11日	経営診断終了
11月9日	第4回指定管理者選定委員会による評価・採点・審査
11月28日	指定管理者候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該法人については、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した（評価結果は、別表のとおり）。

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

補助金・委託費のみに頼らない自主的運営努力をしており、資金力や自己資本比率も高く、優れた経営状態であること。

(2) 団体運営の透明性・公平性

個人情報保護規程、情報公開規程および苦情解決実施要綱を整備していること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

労働関係法令および法人独自の給与規程ほか各規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、理事会役員の構成は適正であり、理事会は定期的開催されていること。

(4) 運営実績

東京都や区から障害者施設の指定管理者の指定を受けているほか、法人が独自に運営している障害者や高齢者の施設も含めて、多様な施設運営の実績が十分あること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

貫井福祉園と貫井福祉工房との一体運営の中で施設長・副施設長・事務係長・

看護師・栄養士・内科医・精神科医を兼務とし、調理業務は委託としていること。

(6) 受託への熱意・意欲

東京都知的障害者育成会の運営する諸施設との連携および貫井福祉園利用者のスポーツ、クラブ活動を充実し、余暇の生活の質の向上を図ることや貫井福祉工房利用者の就労促進に努めることなどを含め、利用者の日中活動支援への熱意・意欲が強く認められること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

緊急時対応の危機管理マニュアル（防災対応も含む。）および危険防止点検マニュアルを整備し、定期的に防災訓練および通報・消防訓練を実施していること。

また、安全衛生管理推進者を配置し、安全管理に努めていること。

(8) 施設管理運営体制

区の方針に沿った通所授産活動を行う中で利用者の一般就労を促進し、就労実績を上げていること。また、施設運営における第三者評価の結果は良好であること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情は、苦情解決実施要綱により利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足感の向上を図り、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援していること。

また、利用者アンケートを実施した結果、施設に対する満足度が高かったこと。

(10) 職員の育成

法人内研修、外部研修への積極的な参加を促し、職員一人ひとりの研修計画を立案し、質の高いサービスの提供が出来るようにしていること。

(11) 団体の理念・姿勢

親たちの願いにより知的障害児・者の福祉・教育・労働・医療等の制度や施策の向上を図ることを目的に創設された団体であり、知的障害を持つ一人ひとりの人権と意志を尊重し、心身共に健やかに、それぞれの自立を目指すことを支援していること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進

ビル管理業務・送迎バスの運行・自家用電気工作物保守・エレベーター保守等の施設維持管理業務および消耗品の購入は区内事業者を活用していること。また、

貫井福祉園・貫井福祉工房職員（常勤・非常勤）の約5割は練馬区在住者であること。

(13) 事業等の提案

貫井福祉園においては、個別支援計画に基づく強度行動障害者・重度障害者への支援、東京都知的障害者育成会の運営する諸施設との連携支援、余暇生活の質の向上等を提案していること。

貫井福祉工房においては、職業自立に必要な諸能力を身につけられる支援、パソコン使用による事務や情報処理能力を養うこと、就労促進に努めること、利用者のニーズに応じた職業人としての必要能力を養うための生活活動を行い、職場の人間関係を円滑にしたり、日常生活における余暇を充実して過ごせるようにすること等の支援を提案していること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施設課管理係

電話03（5984）1043 FAX03（5984）1214

指定管理者（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の評価結果

（練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	5点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	5点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している区内施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	10点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	10点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	5点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 有効な就労支援の提供の有無 (5) グループホームやガイドヘルプ事業等のサービス展開の有無 (6) 地域に開かれた運営の有無	10点	10点
合計	100点	92点

* 現に指定管理者として練馬区の当該施設を管理している団体については、指定期間中の運営に関する利用者等の評価結果を含めて評価する。